

令和6年度原料生産力強化事業補助金
実施要領

1. 目的・概要

本町の農業規模の拡大を図り、持続可能な一次産業の基盤整備を推進するため、本町の特産農産物及び高収益作物の栽培面積の拡大若しくは生産量増加を図ることを目的に圃場を整備するものに対して、その購入する資材等に要する費用の一部を補助する。

2. 補助対象者

町内に住所を有する農業経営体

3. 補助対象品目

別表を参照のこと。

4. 補助率等

別表を参照のこと。

※ 補助金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

5. 周知の方法

ホームページへの掲載及び生産者等に周知。

6. 募集期間

令和6年8月末日を締切日とする。

※ 申請額が予算額を満たさなかった場合、追加募集を行う可能性があります。

7. その他

- 予算の範囲内で交付決定を行うため要望額に満たない場合があります。
- 事業の着手は、交付決定後、又は交付決定前着手届を提出した以降とし、これより前に購入、発注したものは補助の対象となりません。
- 必要に応じて関係書類の提出や現地調査等を行う場合があります。
- 虚偽の申請や補助金を他の用途に使用した場合等は、町長は補助金の交付を取消し、返還を命ずることができます。
- 補助事業により取得した財産は、町長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはなりません。ただし、内閣総理大臣が定める補助財産の処分制限期間を経過した場合はこの限りではありません。